

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第44号

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例

四日市市戸籍関係等手数料条例（平成12年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第2条）			
種別	単位	金額	備考
戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍証明書</u> の交付	(略)		
戸籍法の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>除籍証明書</u> の交付	(略)		
(略)			
戸籍法の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	(略)		
<u>戸籍法</u> の規定に基づく <u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> の発行（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該</u>	1件	400円	

<p>戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
<p>戸籍法の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>1 件</p>	<p>7 0 0 円</p>	
<p>戸籍法の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明又は届書等情報の内容の証明</p>	<p>(略)</p>		
<p>(略)</p>			
<p>戸籍法の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>1 件</p>	<p>3 5 0 円</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものと ごと に1件</p>
<p>(略)</p>			

改正前

別表（第2条）

種別	単位	金額	備考
戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	(略)		
戸籍法の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	(略)		
(略)			
戸籍法の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	(略)		
戸籍法の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明	(略)		
(略)			
戸籍法の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	1件	350円	書類ごとに1件
(略)			

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(市民生活部市民課)